

## 郵便切手類模造等許可基準

- 1 郵便切手類模造等取締法（以下「法」という。）第1条第2項の規定による許可については、郵便切手類模造等の許可に関する省令（以下「省令」という。）及び昭和47年郵政省告示第881号（郵便切手類模造等取締法第1条第2項の許可を受けたものとみなされるものを定める件）によるほか、この基準の定めるところによる。
- 2 省令第2条の規定による許可申請があった時は、審査の上、その物が次の各号の一に該当するものである場合、許可する。
  - (1) 模造切手類の料金額（寄附金を附加されたものは、当該寄附金額を含む。）の部分に、模造切手類又は模造切手類が印刷された紙等に使用されているものと同一の刷色を使用し、かつ、太さ0.23ミリメートル以上の2条の線で加刷方式によらないで明りょうに抹消表示が施されたもの
  - (2) 多角形以外の模造切手類の印面に、模造切手類又は模造切手類が印刷された紙等に使用されているものと同一の刷色を使用した太さ0.23ミリメートル以上の斜線又は弧線が、加刷方式によらないで明りょうに表示されているもの
  - (3) 模造切手類を掲載する物の使用目的、形態等により、分離して使用されるおそれがないと認められるもの（注1）であって、郵便切手類の印面の各辺の長さのそれぞれ4分の3以下又は2分の3以上の大きさに縮小され又は拡大されたもの。ただし、紙質が日本工業規格P0202B列本判1,000枚あたり100キログラム以上のものであることを条件として、原色、原寸のものであっても、特に許可する。
  - (4) 郵便切手類の印面の8分の1以上を欠いて印刷してあるもの（注2）
  - (5) その他郵便切手類の信用の維持に支障を及ぼすことなく、かつ、その行使による郵便切手類の偽造に関する犯罪を生ずるおそれがないと認めるもの
- 3 許可年月日及び許可番号の記載場所  
省令付録様式2に規定する許可年月日及び許可番号の記載場所は、原則として次による。
  - (1) 冊子としたものは、奥付の付近とする。ただし、許可された物の印刷されたページが2ページ以下の場合、そのページの余白とする。
  - (2) シートに印刷されたものは、その余白とする。
- 4 使用済の郵便切手類等  
使用済及び適用を廃止（使用禁止となっているもの）した郵便切手類は、本法律の適用を受けない。ただし、使用済のものであっても使用の跡が不明りょうなものは、本法律の対象となる。
- 5 その他  
一定の目的をもって、定例的、かつ、継続的に発行されるもので、雑誌及び冊子の概念に含まれないものは、新聞とみなす。

注1、(1) 冊子としたもの等

(2) 日本工業規格P0202B列本判1,000枚当たり100キログラム以上の紙を使用したもの。ただし、目打等が施されたもの、一見真正な郵便切手のシート構成と見間違うもの等を除く。

2、一辺と平行にカットする等したもので、真正な郵便切手の一部分が欠けていることが不明りょうなものは除く。